

# 個人事業者等の健康管理における国の取組について

第160回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

## 個人事業者等の健康管理における国の取組について

- 第159回安全衛生分科会で、
  - ・国については、2の基本的な考え方のみで具体的な取組の記載が無いが、記載すべきではないか。との御意見があった。



- 国の具体的な取組については、その進捗に応じて、情報を更新していく予定。ガイドラインでは、情報の更新に即時に対応できない場合もあるため、ガイドラインにおける国の具体的な取組に関する記載は原案の内容にとどめ、厚生労働省HP等で情報を発信していく予定。
- なお、国は「個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、個人事業者等の健康管理に対する直接的・具体的な支援のほかにも、次の取組を行うこととし、今後、作業の進捗等を踏まえ、安全衛生分科会で報告等を行う予定。
  - ・個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別団体や仲介業者、個人事業者等が就業する地域の自治体などが関与するよう働きかけることにより取組を促進し、そのような取組を必要に応じて支援する。
  - ・個人事業者等を支援する団体等の活動に対し、情報提供等の支援を行うこととする。団体等がない業界については、業界団体等の形成を促すための取組を進めることとする。また、優良な取組を行っている団体に対して、表彰などのインセンティブの付与について検討する。